

3. モニタリング測定値に係る対応基準値（全 β /全 α 放射能濃度比）の設定について

3.1 自動測定装置の更新後の対応基準値の設定方法

自動測定装置の更新後、一定期間のデータを蓄積し、対応基準値を設定する。蓄積するまでの期間は、暫定的に更新前の対応基準値を用いる。一定期間は原則として3年間とし、必要に応じて期間を変えることとする。

3.2 自動測定装置が更新されて3年を経過した測定所の対応基準値の設定

利尻測定所、佐渡関岬測定所、隠岐測定所、橈原測定所及び五島測定所において自動測定装置が更新されて3年を経過したため、対応基準値の見直しを行った。利尻測定所、佐渡関岬測定所、隠岐測定所、橈原測定所及び五島測定所における更新前後の全 β /全 α 放射能濃度比の平均値及び対応基準値を表5～表9に示す。

表5 利尻測定所における更新前後の

全 β /全 α 放射能濃度比の平均値及び対応基準値

	平均値	対応基準値
更新前 ^{*1}	1.3	2.0
更新後 ^{*2}	1.3	2.0

*1 平成17年～平成19年から算出

*2 平成21年9月～平成24年9月から算出

表6 佐渡関岬測定所における更新前後の

全 β /全 α 放射能濃度比の平均値及び対応基準値

	平均値	対応基準値
更新前 ^{*1}	1.3	2.0
更新後 ^{*2}	1.4	2.1

*1 平成17年～平成19年から算出

*2 平成21年1月～平成24年1月から算出

表 7 隠岐測定所における更新前後の

全 β / 全 α 放射能濃度比の平均値及び対応基準値

	平均値	対応基準値
更新前 ^{*1}	1.4	2.1
更新後 ^{*2}	1.4	2.1

*1 平成 17 年～平成 19 年から算出

*2 平成 21 年 12 月～平成 24 年 12 月から算出

表 8 櫛原測定所における更新前後の

全 β / 全 α 放射能濃度比の平均値及び対応基準値

	平均値	対応基準値
更新前 ^{*1}	1.4	2.1
更新後 ^{*2}	1.3	2.0

*1 平成 17 年～平成 19 年から算出

*2 平成 21 年 1 月～平成 24 年 1 月から算出

表 9 五島測定所における更新前後の

全 β / 全 α 放射能濃度比の平均値及び対応基準値

	平均値	対応基準値
更新前 ^{*1}	1.4	2.1
更新後 ^{*2}	1.4	2.1

*1 平成 21 年 1 月～平成 21 年 12 月から算出

*2 平成 21 年 1 月～平成 24 年 1 月から算出

表 5、表 7、表 9 より、利尻測定所、隠岐測定所及び五島測定所の対応基準値については更新前後の全 β / 全 α 放射能濃度比の平均値に差が見られなかったことから、更新前と同じ対応基準値を用いることとした。また、表 6、表 8 より、佐渡関岬測定所及び櫛原測定所については、更新前後の全 β / 全 α 放射能濃度比の平均値に差が見られたため、更新後のデータを用いて対応基準値を設定することとした。

今後の対応基準値を表 10 に示す。

表 10 各測定所における全 β /全 α 放射能濃度比に係る対応基準値

	利尻	竜飛岬	佐渡関岬	越前岬	隠岐	蟠竜湖	橿原	対馬	五島	辺戸岬
全 β /全 α 比 ^{*1}	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3
対応基準値 ^{*2}	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	2.1	2.1	2.0

*1 集じん中測定における全 β /全 α 放射能濃度比（6時間値）の平均値

竜飛岬、越前岬、蟠竜湖、対馬、辺戸岬は平成 17 年～平成 19 年の平均値

利尻、佐渡関岬、隠岐、橿原、五島は平成 21 年～平成 24 年の平均値

*2 全 β /全 α 比の平均値 $\times 1.5$